

令和6年瑞穂町農業委員会9月総会

令和6年9月24日、令和6年瑞穂町農業委員会9月総会が瑞穂町役場2階 会議室2-1、2-2にて開催された。

農業委員会委員

1番	榎本雄一	2番	山田明弘	3番	青木一幸	4番	鈴木正実
5番	坂田敬一	6番	中野高雄	7番	古川宗昭	8番	西村一彦
9番	村山正信	10番	細渕日出夫	11番	吉岡昭夫	12番	上野勝

【欠席】

農地利用最適化推進委員

田中俊明	長谷部冬樹	雨宮尚幸
------	-------	------

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長 (事務局長)	長谷部 康行	農政係長 (書記)	田中 悠也
農政係	宮野 裕城		

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地判断に関する届出について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 1 時 25 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 6 年瑞穂町農業委員会 9 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、9 番委員の村山 正信さんと 10 番委員の細渕 日出夫さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号番号 1、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 1、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、貸付人〇〇、借受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第 1 号、番号 1 農地法第 3 条の許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 9 月 18 日(水) 午前 10 時より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。権利の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。主要作物として、タマネギ、ジャガイモ、ハクサイ、きゅうり、トマトを栽培しています。耕作面積は約 31 a です。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が 250 日です。所有機械は、耕運機 1 台、管理機 1 台、軽トラック 1 台等です。販路につきましては、自家消費です。申請地の営農計画ですが、ハクサイ、タマネギ、長ネギ等を栽培予定です。通作距離は車で 5 分です。販路は自家消費です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第 1 号、番号 1 について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第2号番号1、非農地判断に関する届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号1、非農地判断に関する届出について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、申請内容〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、現地調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第2号、番号1非農地判断に関する届出について調査内容を報告します。現地調査は9月18日(水)午前10時20分より行いました。調査委員は、会長、農業委員9名、事務局で行いました。

申請地は適正な管理を怠ったことにより、幾本の樹木の生育が確認できるが、樹木が密集して生育しているわけではなく、除草のみで耕作可能な部分も多い。そのため、農地への復元は可能であり、森林の様相を呈しているとは言えない。また、申請地は接道条件も良く土地の形状等も近隣の農地と比較し劣っているものではなかった。

以上のことから担当委員の意見としましては、申請地は農地性ありと判断することが妥当と考えます。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらご発言をお願いします。

12 番委員 (上野 勝 君) 審議に至った経緯を教えてください。

事務局 (田中 悠也 君) 申請地について非農地通知の発出を求める申出書の提出がありました。対象地に農地性があるかの判断が必要なため、現地調査を行い審議することとなりました。

議長 (上野 勝 君) 他に質疑がございましたらご発言をお願いします。

事務局 (「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。議案第2号、番号1について農地性ありということによりよろしいでしょうか。賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地性ありといたします。続きまして、報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出に

ついてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、届出者〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、届出者〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和6年瑞穂町農業委員会9月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 1時45分

議 長

第 9 番 委 員

第 10 番 委 員